

情報アクセシビリティ・ フォーラム 2015



ナラシド♪

自治体のチャレンジ

平成27年12月13日(日)

習志野市長 宮本 泰介

本日の流れ

1. 習志野市の紹介
2. 条例を制定する背景
3. 条例制定にむけて
4. 条例制定のねらい



「習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例」

1. 習志野市の紹介

(1) 千葉県内では

【面積】

20.99km²

県内で4番目に小さい

【人口】

約168,000人

【人口密度】

約8,000人/km²

県内で3番目に高い



(2) 習志野市の手帳所持者数

身体障がい	3,786人	約2.3%
知的障がい	966人	約0.58%
精神障がい	865人	約0.52%
合計	5,617人	約3.4%



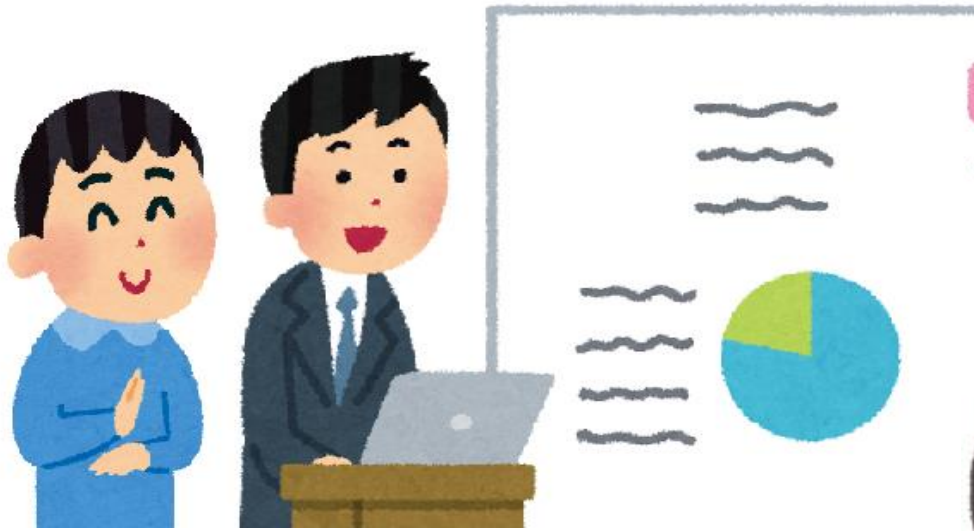
▲市の花 あじさい

平成27年3月31日現在

(3) 習志野市の聴覚障がい者数

18歳未満	16人／85人 (18.8%)
18歳以上 65歳未満	79人／1,060人 (7.4%)
65歳以上	145人／2,641人 (5.4%)
合 計	240人／3,786人 (6.3%)

(4) 聴覚障がいの方への 市民サービス



障がい福祉課



2. 条例を制定する背景

条約と法律

- ① 「障害者の権利に関する条約」 (H26.2発効)
- ② 「障害者基本法」 (H23.8改正)
- ③ 「障害者総合支援法」 (H25.4改正)
- ④ 「障害者差別解消法」 (H28.4施行予定)

本市の現状

①災害時

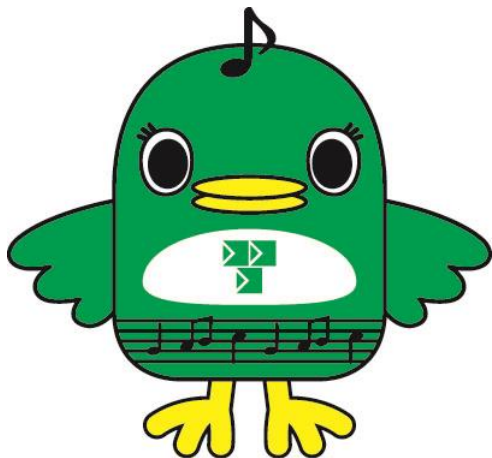
障がいのある方が、
意志疎通や情報の取得が困難で
避難時に的確な行動がとれない、
といった課題が明らかに。

（東日本大震災時・台風等）



②日常的に個々の障がいや環境によって、情報や
コミュニケーションに不便を抱えている方がいる。

※こうした状況のなかで、
情報の取得・利用やコミュニケーションが
保障される環境整備を推進するとともに、
手話の普及や理解の促進するために
障がいのある方への配慮したまちづくりが
必要です。



3. 条例制定にむけて

(1) 庁内で条例試案検討



(2) 障がい者団体にアンケート実施



(調査結果により浮かび上がってきた課題)

- ①情報取得及び利用のための設備及び
制度的な環境整備
- ②対人コミュニケーションにおける配慮が
個々の障がいや場面に応じてなされるような
人的資源の醸成
- ③災害時を含むあらゆる生活場面において、
手話の普及を始めとする障がいに対する
地域における理解の促進

(3) 条例策定協議会

条例制定に向けての検討を行う

- ・ 条例試案について研究・分析
- ・ 各々の立場から市長に意見を述べる。

全3回（5月、6月、7月）、

委員（20名）



①様々な立場から意見が交わされた。

委員は…

聴覚、視覚、肢体、知的、発達、精神等の
障がい当事者団体及び家族会、支援団体、
ボランティア団体、学識経験者、連合町会、
民生委員、商工会議所、消防署、
教育委員会等

② 条例策定協議会の会長は、 全日本ろうあ連盟の事務局長

- 会長含め3名のろう者の委員と
その他の委員の情報保障のために
手話通訳者を配置して議事を進行
- 視覚障がい者の委員の方への情報保障として、
墨字の資料を点字に代えて事前送付する
などの配慮

(4) 条例策定協議会で協議した結果の報告をいただきました



(5) 条例名（現在議会上程中）

「習志野市手話、点字等の利用を進めて、
障がいのある人もない人も^{きずな}絆を深め、
互いに心を通わせるまちづくり条例」



4. 条例のねらい

障がい者の情報取得や
コミュニケーションを保障する
環境整備の推進と
手話が言語であることの認識を深め、
障がいの有無に関わらず
共に暮らしやすい
共生社会の実現を目指す土壌を
地域社会で培うこと。



御清聴ありがとうございました

